

1 計画の推進

本計画の内容を実現するためには、男女共同参画社会形成に向けて全庁的に取り組むことはもちろん、市町村、事業者、関係団体等との連携を図りながら、県民の理解と協力を得ることが重要です。

このため、男女共同参画の推進体制を整備し、今後の5年間で重点的に取り組む事項を定めるとともに、各年度の進捗状況を踏まえ、県民の意見を幅広く取り入れながら、本計画の推進を図ります。

2 推進体制

男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制を一層充実させ、他機関等との連携強化を図り、積極的な事業展開を目指します。

(1) 庁内の推進体制強化

男女共同参画推進条例第10条では、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施にあたって、男女共同参画の推進に配慮するものとされており、知事を本部長とする福島県男女共同参画推進本部により、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図ります。

(2) 男女共生センターの役割

男女共生センターを男女共同参画社会形成のための実践的活動拠点として位置づけ、調査研究、自立促進、交流事業を積極的に展開するとともに、県内の各種団体等はもとより、各都道府県のセンター等とネットワークを広範に築き、県内外へ情報発信を行います。

(3) 市町村との連携

本県の男女共同参画を促進するため、県と市町村及び有識者で構成する研究会を開催し、市町村における男女共同参画計画策定へのより実践的な手法でのきめ細かい支援など、各種施策の推進に協力します。

(4) 事業者、関係機関、各種団体等との連携

社会の構成員それぞれが、相互に連携しながら男女共同参画に主体的に取り組むことを推進するため、ふくしま男女共同参画推進連携会議の活用により、県内の各界各層との連携・協力体制をより一層充実します。

3 重点事項

今回の見直しに際し、今後の5年間で特に重点的に取り組む事項の主なものは、次のとおりです。

1 男女共同参画意識の普及・啓発(基本目標Ⅰ)

- 男女共同参画の理念等についての分かりやすい重点的な広報・啓発の推進
- 人権尊重に立脚した男女平等教育の推進
- 男女平等の視点に立った進路指導の充実

2 男女共同参画社会の形成に向けたネットワークの構築(基本目標Ⅰ)

- 男女共生センターを拠点とした市町村、各種団体、事業者、NPO等との連携の強化
- 市町村の男女共同参画計画の策定支援

3 意思決定過程における男女共同参画の拡大(基本目標Ⅱ)

- 女性の能力発揮や登用についての企業や各種団体等への働きかけの強化
- 県自ら率先して取り組む職員の男女共同参画の推進

4 女性のエンパワーメントの推進(基本目標Ⅲ)

- 女性の経済的自立を促進するための普及・啓発の実施
- 男女の労働条件の格差是正やパートタイム労働者の均等待遇の促進

5 女性のチャレンジ支援(基本目標Ⅲ)

- 女性があらゆる分野で活躍できるようチャレンジしやすい環境づくりなどの支援策の推進
- 理工系分野や社会科学分野等女性の進出が遅れている分野への関心を高めるための広報啓発の実施

6 家庭生活と職業生活との両立支援(基本目標Ⅳ)

- 次世代育成支援企業認証制度の積極的広報による周知啓発
- 男女共同参画に積極的に取り組む企業に対しインセンティブ(動機付け)となる制度の検討
- 「子育て支援を進める県民運動」による地域全体での子育て支援

7 男性の家庭生活への参画支援(基本目標Ⅳ)

- 男性にとっての男女共同参画の意義と責任を重視した広報・啓発の実施
- 地域・家庭等への男性の参画が重要であることの広報・啓発の実施

8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶(基本目標Ⅴ)

- 人権に基づいた啓発及び暴力が「犯罪」であることの意識啓発の重点的実施
- ドメスティック・バイオレンスの被害の潜在化防止及び被害者の自立支援のための、相談体制の充実や保護環境の一層の質の向上の推進

9 生涯を通じた男女の健康支援(基本目標Ⅴ)

- 性感染症や望まない妊娠を予防するための正しい知識の普及
- 骨粗鬆症などを予防する生活習慣や乳がんなどの女性特有のがんの検診受診についての啓発

4 進行管理

本計画の進行管理は、福島県男女共同参画推進本部において行います。

また、男女共同参画に関する各種データや本計画の進捗状況を取りまとめ、毎年公表します。